

2 前項の規定により、自己負担金の償還を受けようとする者は、受診した日の属する年度の翌年度の4月末日までにがん検診等償還払い申請書(様式第8号)に、当該医療機関等が発行した領収書又は医療費領収証明書を添付して市長に提出しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

略
がん検診等の対象者認定不承認申請書

年 月 日付で申請があったがん検診等対象者の認定については、下記の理由で不承認としたので通知します。

記

様式第4号(第12条関係)

年度 市民税非課税世帯無料券交付申請書
略

1. 略
2. 無料受診券の交付を希望する世帯員

ふりがな氏名	申請者と の続柄	受診する検診種別(○で囲んでください。)
	略	前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 <u>一般健康診査(20～39歳)</u>
		前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 <u>一般健康診査(20～39歳)</u>

2 前項の規定により、自己負担金の償還を受けようとする者は、受診した日の属する年度の翌年度の4月末日までにがん検診等償還払い申請書(様式第9号)に、当該医療機関等が発行した領収書又は医療費領収証明書を添付して市長に提出しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

略
がん検診等の対象者認定不承認申請書

年 月 日付で申請があったがん検診等対象者の認定については、下記の理由で認定できませんので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定(上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

記

様式第4号(第12条関係)

年度 市民税非課税世帯無料券交付申請書
略

1. 略
2. 無料受診券の交付を希望する世帯員

ふりがな氏名	受診する検診種別(○で囲んでください。)
	<u>一般健康診査(20～39歳)</u> 前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診
	<u>一般健康診査(20～39歳)</u> 前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診

		前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 <u>一般健康診査(20～39歳)</u>
--	--	---

略

様式第5号(第12条関係) 略

様式第6号(第12条関係)

略

年度 市民税非課税世帯無料券交付不承諾通知
年 月 日付で、申請のあった市民税非課税世帯無料券の交付については、下記のとおり、申請のあった一部又は全部を不承諾としたので通知します。

記

無料券の交付を不承諾とした健診の種類

<u>一般健康診査</u>	<u>前立腺がん検診</u>	<u>胃がん検診</u>	<u>大腸がん検診</u>
<u>結核・肺がん検診</u>	<u>子宮がん検診</u>	<u>乳がん検診</u>	

不承諾の理由

様式第7号(第15条関係)

	<u>一般健康診査(20～39歳)</u>
	前立腺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 結核・肺がん検診 子宮がん検診 乳がん検診

略

様式第5号 別紙のとおり

様式第6号(第12条関係) 略

様式第7号(第12条関係)

略

年度 市民税非課税世帯無料券交付不承諾通知
年 月 日付で、申請のあった市民税非課税世帯無料券の交付については、下記の理由で 交付できませんので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松江市長に審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定(上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

記

却下の理由

様式第8号(第15条関係)

様

松江市長 氏 名 印

年度市民税非課税世帯無料券交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のあった市民税非課税世帯無料券の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に松江市長に審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

記

(1) 交付する無料券の種類

一般健康診査	前立腺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診
結核・肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	

(2) 交付しない無料券の種類及び理由

一般健康診査	前立腺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診
結核・肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	

理由：

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。